

介護予防・日常生活支援総合事業一号通所事業（介護予防通所介護相当）

デイサービスセンター大日 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社江陽（以下「事業者」という。）が開設するデイサービスセンター大日（以下「事業所」という。）が行う一号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものに限る。以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業対象者に対し、適正な事業提供を目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の職員は、事業対象者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名称 デイサービスセンター大日
- 2) 所在地 岩手県奥州市江刺田原字大日195番地1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職名	員数	職務内容
管理者	1名	事業所職員の管理及び業務管理を一元的に行う。
生活相談員	1名以上	事業所に対するサービスの利用申し込みにかかる調整、ケアプランの作成等を行うとともに、利用者の日常生活上の支援を行う。
看護職員	1名以上	利用者の健康状態観察、バイタルチェック、薬の管理、他主治医の指示に基づく処置などをを行うとともに、利用者の日常生活上の支援を行う。
機能訓練指導員	1名以上	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うとともに、利用者の日常生活上の支援を行う。
介護職員	4名以上	利用者に対し必要な介護及び日常生活上の支援を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1) 営業日は月曜日から土曜日までとする。

ただし、日曜日、12月31日から1月3日、及び事業者が特に必要と認め定める日は

休業とする。

2) サービスの提供は、午前9時20分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、一号通所事業、指定通所介護併せて30名とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、介護予防ケアマネジメントに基づき、次の各号に掲げるサービスを提供する。

1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、排泄の介助、移動・移乗の介助、養護その他必要な身体の介護を行う。

2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身その他必要な入浴の介助を行う。

3) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助その他必要な食事の介助を行う。

4) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

5) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、仲間づくり、老いや障がいの受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

6) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。

7) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(利用料等)

第8条 事業におけるサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び関係市町村が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるとき、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける

1) 食事提供費 1回670円（おやつ代を含む）

2) 第7条の通常実施地域以外の利用者で、当事業所から自宅までの距離が30kmを超える場合、実施地域を越えた地点から起算して1kmあたり50円を徴収する。

3) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適當と認められる費用 実費

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、奥州市江刺地域、水沢地域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 事業対象者は事業の提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(相談・苦情対応)

第11条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、事業に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。
- 3 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い必要な改善を行う。
- 4 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対する指定事業の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(緊急時等の対応方法)

第13条 職員は、事業の提供中に利用者の体調や容態の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合は、利用者の避難等の措置を講じるとともに、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備、飲用水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を

継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束廃止に関する事項)

第17条 サービスの提供に当たり、身体拘束は原則行わない。ただし、下記の要件をすべて満たしている場合、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合があります。ただし、身体拘束を早期に解除できるよう全職員で検討・対応に努めます。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策をする委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- ② 身体的拘束の適正化のための指針を整備する。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止ための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止ための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、職員の質的向上を図るため、研修の機会を設けることとする。

- 2 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業所は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間

保存しなければならない。

5 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、株式会社江陽社長とデイサービスセンター大日の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年4月1日 一部改正

令和5年10月1日 一部改正

令和6年4月1日 一部改正

以下余白